オープンデータ基本指針の概要

(平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)

本基本指針の位置づけ

平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」において、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定された。本文書は、これまでの取り組みを踏まえ、オープンデータ・バイ・デザイン (注) の考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針をまとめたものである。

1. オープンデータの意義

- (1) 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、 経済活性化
- (2) 行政の高度化・効率化
- (3)透明性・信頼の向上

2. オープンデータの定義

- ① 営利目的、非営利目的を問わず 二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

3. オープンデータに関する基本的ルール

- (1)公開するデータの範囲・・・各府省庁が保有するデータは、原則オープンデータとして公開。公開することが適当でない公共データは、公開できない 理由を原則開示するとともに、限定的な関係者間での共有を図る「限定公開」といった手法も積極的に活用。
- (2) 公開データの二次利用に関するルール・・・ 原則、 政府標準利用規約を適用。
- (3) 公開環境・・・特にニーズが高いと想定されるデータは、一括ダウンロードを可能とする仕組みの導入や、APIを通じた提供を推進。
- (4) 公開データの形式等・・・機械判読に適した構造及びデータ形式で掲載することを原則。法人情報を含むデータは、法人番号を併記。
- (5) 公開済みデータの更新・・・可能な限り迅速に公開するとともに適時適切な更新。

4. オープンデータの公開・活用を促す仕組み

- (1) オープンデータ・バイ・デザインの推進・・・行政手続き及び情報システムの企画・設計段階から必要な措置
- (2) 利用者ニーズの反映・・・各府省庁の保有データとその公開状況を整理したJストを公開→利用者ニーズを把握の上、ニーズに即した形での公開

5. 推進体制

- (1) 相談窓口の設置・・・総合的な相談窓口(内閣官房 IT総合戦略室)・相談窓口(各府省庁)の設置
- (2) 推進体制・・・内閣官房IT総合戦略室は、政府全体の オープンデータに関する企画立案・総合調整、各施策の レビュー、フォローアップを実施等

6. 地方公共団体、独法、事業者における取組

地方公共団体・・・官民データ法の趣旨及び本基本指針を踏まえて推進。 独立行政法人・・・国費によって運営されていること又は実施している事業や 研究があることに鑑み、基本指針に準拠して取組を推進することが望ましい。 公益事業分野の事業者・・・その公益性に鑑み、本基本指針及び利用者 ニーズを踏まえて推進することが望ましい。

(注)公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

改

オープンデータ基本指針の改定概要

(令和元年6月7日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)

- 「**オープンデータ基本指針**」※1については、官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき、**国・地方公共団体・事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針**を定めたもの。
 - ※1 平成29年5月30日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定
- 同指針策定以降、政府においては、行政保有データの棚卸やオープンデータ官民ラウンドテーブルの開催、推奨データセットの公開等の取組を推進してきたところ、オープンデータワーキンググループを通じて集約した有識者や事業者、各府省庁関係者からの意見等を踏まえ、**更なるオープンデータの公開及びデータ利活用の普及促進**に向け、以下のとおり同指針を改正する。

データカタログサイト(DATA.GO.JP)においてメタ情報を「CC0 1.0 全世界」※2として取り扱うことを規定【一部見直し】

政府のオープンデータを横断的に検索する機能等を備えたデータカタログサイトにおいて、<u>著作物性のあるメタ情報や、著作物性の有無が不明瞭なメタ情報について、「CCO 1.0 全世界」を適用することでメタ情報の一層の活用が期待</u>できる。

※2 当該データに関わる著作権等の権利を、法令上認められる最大限の範囲で放棄し、誰もが自由に利用可能なパブリック・ドメインに供することを宣言するもの。

指針における見直し箇所: 3. オープンデータに関する基本ルール (3) 公開環境

オープンデータ公開不可能な情報に関する「限定公開」の仕組みについて規定 【データ利活用の推進に係る新規追加】

何らかの理由により即座にオープンデータとして公開することが困難な情報※3も存在する。公開に先立って<u>効果とリスクの比較検討</u>をすることが求められる。これらついて、段階的にオープンデータ化を進めていく観点からは、<u>データの利用目的、範囲、提供先などを限定して公開し、その活用を図っていく</u> 「限定公開」が有効である。限定公開を行う府省庁は、その理由と活用の考え方(活用の計画等)をあわせて公開することとする。

このような検討は<u>データの利用目的等を特定するなど必要な条件を付し、信頼しうる関係者内において、インカメラ等のクローズドな環境で行われることが適当である。なお、検討の結果、オープンデータ化に問題があるとされた場合には、その理由を公開することを原則とする。</u>

※3 限定公開の対象となるデータの考え方や運用(限定公開の決定プロセスや進捗状況を把握・評価する体制等)については必要に応じ、今後さらに検討する。

指針における追加箇所:3.オープンデータに関する基本ルール (5)未公開データの限定公開

「有償データ」の公開の在り方に関する規定 【データ利活用の促進に係る新規追加】

データ提供システムの維持管理に要するコストを限定された利用者からの料金徴収でまかなう場合は、オープンデータとは言えないが、<u>その取扱いに準じ、二次利用可能なルールを適用することが望ましい</u>(具体的かつ合理的な根拠により二次利用が認められないものを除く)。また、当該料金については、提供に係る経費の算出根拠と一定の検討のタイミングを明示した上で、以下のような観点で、見直しを図ることとする。

- ・安価かつ安全な最新技術を活用することによる、提供に係る経費の低減化の検討
- ・利用者を増加させ、個別の利用者の負担額を低減する取組の検討
- ・利用者負担での提供とすることが社会的経済的に適当かどうかの再検討

指針における追加箇所:3. オープンデータに関する基本ルール (6) 有償データの公開に係る原則